この条例の施行の際現に改正前の三朝町山村開発センター等通常を発棄

三朝町山村開発センター等運営審議会設置条例の一部改正について 次のとおり三朝町山村開発センター等運営審議会設置条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成7年3月10日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平 成7年3月22日 原案可決 三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町山村開発センター等運営審議会設置条例の一部を改正する条例 三朝町山村開発センター等運営審議会設置条例(昭和62年三朝町条例第18号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

三朝町多目的研修会施設運営審議会条例

第1条を次のように改める。

(設置)

第1条 三朝町多目的研修会施設の管理運営について審議するため、三朝町多目的研修会施設運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第2条1項中「、山村開発センター」を削る。

附則

(施行期日)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

この条例の施行の際現に改正前の三朝町山村開発センター等運営審議会設置条例第3条の規定に基づき委嘱されている委員は、改正後の三朝町多目的研修会施設運営審議会条例第3条の規定に基づき委嘱された委員とみなす。

とについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本

議会の議決を求める。

平成7年3月10日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平 成7年3月22日 原案可決三何町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町山村開発センター等運営審議会設置条例の一部を改正する条例 三朝町山村開発センター等運営審議会設置条例(昭和62年三朝町条例第18号) の一部を次のように改正する。

場名を次のように改める。

三朝町多目的研修会施势運営塞護会各個

果!季を次のように改める。

(別分)

第1条 三朝町多目的研修会施設の管理運営について審議するため、三朝町多 目的研修会施設運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。 第2条1項中「、山村開発センター」を削る。

順 開

(施行期日)

この染剤は、規則で定める日から施行する。

(銀頭骨圓)